

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	下神戸西地区(須行名集落)	R4.10.12	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	12.60 ha	
①人・農地プランの耕地面積	9.95 ha	100.00 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.95 ha	100.00 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	5.34 ha	53.67 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.61 ha	46.33 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計 (いない)	1.40 ha	30.37 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計 (分からない)	1.46 ha	31.67 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.75 ha	37.96 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.00 ha	0.00 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.31 ha	13.17 %
(備考) 所有者からの回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) 依頼耕作者回答2名		

注1: ④⑤の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・ 兼業農家が大半で、農機具がある間は農業をするが、将来的には農業に展望が持てない状況となっている。
- ・ 現状は、地区内の数人の農業者が所有者から依頼を受け耕作している。しかし高齢化により将来に渡って農地を守る為、担い手の確保が必要。
- ・ 回答者の62%が後継者がいないか、不明であり将来、耕作放棄地となる恐れがあり、担い手の確保が必要。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ (一財)宍粟北みどり農林公社と須行名共同機械利用組合及び八木信輔が中心となる経営体に位置づける。
- ・ 土地利用型農業で水稻、黒大豆等を中心とした作付けを行う。
今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し効率的な経営が図れるように集約化にも努める。
- ・ 農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点からも水路等の土地改良施設の維持管理作業について多面的活動等の事業を活用しながら共同で行えるように努める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年10月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稲・黒大豆	1.05 ha	水稲・黒大豆	2.00 ha	須行名集落西
その他		黒大豆	0.47 ha	黒大豆	0.53 ha	須行名集落西
その他		黒大豆	0.49 ha	黒大豆	0.50 ha	須行名集落西
計	3		2.01 ha		3.03 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付等の意向が確認された農地は、8筆 1.31ha となっている。 作業の効率化と地域内の農地の保全を図る為、話し合いを行い集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化と、経営体が病気や怪我等の事情で営農が困難になった場合も勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けて行くよう、地域全体で検討して行く。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに地域囲いの防護柵の設置を自治会と検討する。 又、鹿柵の補修・附近の草刈り等も自治会を通して検討、実施する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6	アンケート結果より	13,080		
	計	13,080		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。